

# 社会福祉法人岳東会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岳東会（以下「本法人」という。）の定款第9条、第11条（2）に基づき、法人の業務が円滑に行われるために、役員が法人業務を行うにあたり、役員に報酬を支給するためのものである。

(報酬の原則)

第2条 本法人の役員報酬の支払いについては、役員の勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

(報酬)

第3条 本法人の役員の報酬としては、役員の施設内研修及び施設内視察などにより、施設運営に関与し、指導助言を行った場合には、その報酬として旅費及び指導費を下表に基づいて支払う。

- 2 本法人の役員が、理事会、評議員会に出席したり監査等に出席して、法人運営及び施設運営に関与し指導助言を行った場合には、その報酬として旅費及び指導費を下表に基づいて支払う。
- 3 本法人の役員が、法人運営及び施設運営のために、施設外団体の役員研修に参加した場合は、参加のための旅費、研修費を下表に基づいて支払う。

| 報酬の種別      |       | 金額     |
|------------|-------|--------|
| 指導費<br>研修費 | 4時間未満 | 2,500円 |
|            | 4時間以上 | 5,000円 |
| 旅費         |       | 実費     |

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。